

甲賀市いじめ防止基本方針

平成26年(2014年)10月
〈平成30年(2018年)3月改定〉
〈令和8年(2026年)3月改定〉

甲賀市教育委員会

= 目 次 =

はじめに	3
------------	---

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本的な方向性	4
2 基本的な考え方	4
(1) いじめの定義.....	4
(2) いじめの態様.....	5
(3) いじめの理解.....	6
(4) いじめの未然防止.....	6
(5) いじめの早期発見.....	7
(6) いじめへの対処.....	7

第2 いじめの防止等のための対策の基本的な内容に関する事項

1 市が実施する施策	8
(1) 組織の設置	8
(2) いじめの防止	9
(3) いじめの早期発見（法第16条関係）.....	9
(4) 関係機関等との連携等（法第17条関係）	10
(5) いじめの防止等対策にかかる人材の確保及び資質の向上	10
（法第18条関係）	
(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	10
（法第19条関係）	
(7) いじめの防止等にかかる対策の調査研究の推進等	11
（法第20条関係）	
(8) 広報・啓発活動（法第21条関係）	11
(9) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）.....	11
(10) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）.....	11
(11) 学校評価（法第34条関係）	11
(12) その他の措置	12
2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	12
（法第13条 条例第11条関係）	
(2) いじめ防止等にかかる組織の設置.....	13
（法第22条関係）	

(3) 教職員研修の実施	13
(4) 校種間の連携	14
(5) いじめの防止	14
(6) いじめの早期発見	16
(7) いじめへの対処	17
(8) パソコンやスマートフォン等を利用したいじめや性的ないじめへの対応	18

3 家庭・地域等の役割 19

(1) 保護者の役割（条例第6条関係）	19
(2) 子どもの役割（条例第7条関係）	19
(3) 市民等の役割（条例第8条関係）	19

4 重大事態への対処..... 20

(1) 重大事態の意味	20
(2) 教育委員会又は学校による調査	20
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査	22

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価	23
2 基本方針の見直し	23
3 財政上の措置等	23

はじめに

平成23年10月、県内でいじめを要因とする生徒の痛ましい事件が発生しました。この事件を教訓として、改めて、いじめ問題克服への取組が全国的な広がりを見せています。しかし、その後も、いじめを背景として、児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件は後を絶ちません。

甲賀市でも、児童生徒の生命や心身に重大な危険を及ぼしかねないいじめ事案が発生しており、いじめ問題への的確かつ迅速な対応と、いじめの被害から全ての児童生徒の命を守りきる取組は、私たちに課せられた喫緊の課題です。

甲賀市では、人権尊重の都市（まち）宣言（平成17年12月19日）で、「あふれる愛と希望に満ちた都市（まち）を築く」ことを謳い、自他の生命の尊重を基盤としたまちづくりへの取組を進めてきています。また、平成19年に引き起こした、かけがえのない児童の命を奪った事故に対する痛切な反省のもと、全ての施策の基本に「命の尊厳」を据えるとともに、現在は、事故やけがを効果的に予防することで、より安心安全なまちをつくる「セーフコミュニティ」の取組を進めています。

このようななかにあって、甲賀市におけるいじめ問題の現状は、看過できない事態にあるといえます。

そこで、国において、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立したこの機を捉え、子どもの命を守りきるとの決意のもと、いじめを許さない風土と文化を社会全体でつくりあげ、子どもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができるいじめのないまちの実現をめざし、「甲賀市子どものいじめ防止条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

「甲賀市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持するため、行政・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取組み、法第12条第1項並びに条例第10条第1項の規定に基づき、子どもの健やかな成長を目指したいじめの防止等のための対策を総合的に推進するために策定したものです。

いじめの防止等のための取組は、次代を担う全ての子どもにとって安心安全で豊かな学びが提供できる学校づくりに主眼をおいて行うものですが、このことは、ひいては、全ての市民の心が温かく通い合うまちづくりにもつながるものです。

今後はこの基本方針に基づき、行政・学校・家庭・地域住民その他の関係者が協働して次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守る態勢をつくりあげるとともに、いじめの防止等のための対策を確実に進めることとします。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本的な方向性

成長過程にある子どもたちは様々な経験を通して、社会では自分の思い通りにはいかない場合があることや時として我慢することが必要なこと、また、人間関係の在り方など、社会生活の基礎を学びながら成長していきます。

私たちは子どもが引き起こすいじめ等の問題行動の背景を理解しながら、大切なことは、それを早い段階で認知し、継続させず、被害児童生徒の生命や心身を守り、保護することです。そして、全ての児童生徒がいじめと向き合い、いじめは許されない行為であることを学ぶことはもちろん、正しい社会生活の在り方を学び、成長できるような指導や関わりが今私たちに求められます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人権を著しく侵害する行為であり、時として犯罪となり得る行為です。

こうしたいじめから児童生徒を守るためには、学校内外を問わず児童生徒の育ちに関わる全ての大人が、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、また、人権を著しく侵害する行為であり絶対に許されるものではないとの認識のもと、いじめを「しない、させない、許さない」という姿勢を共有しなければなりません。そして、自らの責務と役割を自覚しながら児童生徒の育ちに積極的に関わるのが、いじめ問題克服への基本となります。

取組にあたっては、児童生徒を一人の人格として尊重し、児童生徒の気持ちを理解しようと努め、その思いに寄り添いながら関わりをすすめていくことが重要です。

また、児童生徒自身の力でいじめと向き合い、防止し、いじめのない学校風土をつくりあげる主体者となれるよう、その自主的な取組を支援していくことも極めて重要です。

いじめ問題克服への取組は、子どもたちの健全育成を目的としながら、子どもたちにとって安心安全な学校づくりを目指して行うものですが、このことは、ひいては、全ての人々の人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりにも通じるものです。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義（法から引用）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者（親権を行なう者のないときは、未成年後見人）をいう。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の児童生徒等、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒等との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行い、また、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うこととします。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈しないことに留意することが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子のきめ細かな観察や、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認しなければなりません。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となります。

さらに、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も必要となります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」のなかには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては教育的な配慮や被害者等の意向への配慮をしつつも早期に警察に相談・通報し、連携した適切な対応をとることが重要です。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することが往々にしてあります。

しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、当該いじめ行為が繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があります。

まずは、被害児童生徒の思いに寄り添い、その立場に立った取組と、併せていじめという行動形態をとる加害児童生徒の心の葛藤等に着目した取組が重要です。

さらに、いじめは加害・被害という二者の関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立て面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめを許さない」とする雰囲気形成され、それが風土として定着することを目指さなければなりません。

(4) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、児童生徒が、家庭や地域・学校など、自らに関わりを持つ周囲の大人や友達との信頼できる関係のなかで、めあてを持って学校に集い、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活動し、達成感や感動が実感できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを進め、いじめを生まない土壌をつくっていくことが大切です。

そのためには特に、日々の授業において、全ての児童生徒が主体的に活躍できる授業づくりを進めることが何よりも大切です。

また、学校内外のあらゆる活動を通して、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解するための取組を行うとともに、児童生徒に規範意識と自尊感情を醸成し、互いを思いやる豊かな心を育てる必要があります。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に目を向け、その改善を図るとともに、ストレスにも対処できる力の育成も必要です。

加えて、教職員等の不適切な認識や態度、言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることの決してないように心しなければなりません。

いずれにしても、このような学校づくりや児童生徒への関わりは、教職員だけで為し得ることはできません。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる、との認識を学校・家庭・地域等が共有しいじめの未然防止に向けたそれぞれの責務や役割にもとづく連携した

取組を進めることが何よりも重要です。

(5) いじめの早期発見

いじめは、周囲の目につきにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけ合いなどを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることが多くあります。しかし、いじめを見逃すことは、より深刻な事態を招く結果をもたらします。

いじめの早期発見は、いじめ防止の大前提であることから、学校・家庭・地域等が一体となって児童生徒を見守り、些細な兆候であっても常にいじめではないかとの視点で放置せず、時をおかずに組織として情報の共有ができる体制づくりが不可欠です。

また、家庭や地域においても、いじめの疑いがあると感じたときやいじめの現場を目撃したときは、躊躇せず学校や教育委員会、また、必要に応じて警察等の機関に相談・報告することが大切です。

学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、県や市などの相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境をさらに整えていくことが必要です。

また、いじめの早期発見の取組は、教職員の意識の向上や感性の磨き、児童生徒やその保護者、地域等との信頼関係の上に成り立つものです。学校は、平時から校内における児童生徒の指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに、風通しの良い組織体制や教職員風土の構築、保護者・地域との信頼関係の確立に向けての取組が重要です。

(6) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめの疑いがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、関係する児童生徒から事情を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携をして、適切な支援や情報の共有、具体的な今後の取組方策の策定等を行います。その際、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを知らせた児童生徒の安全確保を最優先にしながら対処することが重要です。

また、時をおかず教育委員会への報告・連絡を行い、その支援のもと、管理職が中心となり、当該児童生徒の家庭とも緊密に連携し、迅速かつ適切な対応に努めなければなりません。

加えて、いじめを行った児童生徒への必要な教育上の指導、いじめを受けた児童生徒に対してのカウンセリングを行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、福祉や医療の他にも、司法、警察等の関係機関と迅速かつ適切な連携を図る必要があります。

このため、学校では、平時から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図るとともに、学校及び教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築しておくことが大切です。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。（ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしま

す。)

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること

②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要があります。

第2 いじめの防止等のための対策の基本的な内容に関する事項

1 市が実施する施策

(1) 組織の設置

①「甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会」

- ・設置（法第14条第1項、条例第14条関係）

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

- ・構成員

関係行政機関の職員、関係団体を代表する者等

②「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」

- ・設置（法第14条第3項、条例第15条第1項関係）

いじめの防止に関する対策の在り方や実効性を高めるための調査研究を行い、重大事態が市立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査を行うため、市教育委員会に附属機関「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」を設置します。

また、本委員会が必要に応じて専門委員を置き重大事態にかかる調査を行います。

- ・構成員

公平性・中立性の確保の観点から、臨床心理士、学識経験者、弁護士等

③「甲賀市子どものいじめ調査委員会」

- ・設置（法第30条第2項、条例第17条第1項関係）

市立学校における重大事態に関し、教育委員会又は市立学校が行ったいじめの重大事態の調査結果についてさらに調査するため、市長の附属機関として「甲賀市子どものいじめ調査委員会」を設置します。

- ・構成員

公平性・中立性の確保の観点から、臨床心理士、学識経験者、弁護士等

(2) いじめの防止

① 道徳教育や人権教育の充実と居場所づくり

社会性や規範意識、思いやりの心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、人権を尊重する実践的態度を育てるための児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。

加えて、全ての教科、特別活動等の課程にグループ活動や協働の場を設け、児童生徒の人間関係スキルを磨くとともに、協力・協働することの楽しさや大切さが体験できる場の設定や、

自他の命を大切にし、グループ、学級、学年、学校集団活動の充実を通して、児童生徒相互の交流を深め、一人ひとりが互いに良さを認め合う「居場所づくり」に努めます。

② 児童生徒の自主的、主体的な活動の推進

全ての児童生徒にとって居心地のよい学校づくりを目指し、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して児童生徒自らが取り組み、課題を解決することは、児童生徒の将来にわたって生きる大切な力となります。

そのために学校は、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、いじめを許さない学校風土をつくり出そうとするいじめ防止に資する活動等、児童生徒自身の主体的な活動を支援します。

③ 教員の資質向上

教育委員会が実施するいじめ問題等にかかる教職員研修を実施するとともに、校内研修の計画的な実施や県教育委員会等が実施する研修への積極的な参加を促すなど、いじめ対応にかかる教職員の資質能力の向上への取組を支援します。

④ 広報・啓発活動

児童生徒やその保護者、並びに地域に、自校の児童生徒の状況や学校の取組を積極的に発信するよう促します。また、教育委員会は、「基本方針」等の周知を通して、いじめの現状やいじめを防止することの重要性、PTAや地域の関係団体等との協力体制構築の必要性等を広く啓発するとともに、相談窓口の周知に努めます。

(3) いじめの早期発見（法第16条関係）

① 実態把握の取組と共有

学校では、児童生徒へのアンケート調査や教育相談を定期的実施し、結果によっては迅速かつきめ細やかな対応を行います。教育委員会はその結果報告を求めるとともに、その実態を共有します。重大な被害が疑われる場合や不登校が予想される場合には、調査に向けた準備を早期に行います。

② いじめに関する通報及び相談を受付けるための体制の整備

各種相談ダイヤルを設置し、電話相談を受付けます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、児童生徒や保護者、教職員からの相談に対応できる体制の充実を図るとともに、ホームページ等を活用してその周知を行います。

③ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

市立学校における校内研修やいじめの実態を把握するための取組の実施状況について、

定期的に点検を行います。

(4) 関係機関の連携等（法第17条関係）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために設置する「甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会」において、いじめ問題の実態を共有するとともに、PTAや地域の関係団体等で連携した取組みを推進します。

また、児童生徒の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官や教員の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進します。

加えて、県等の人権に関する相談機関と相互に連絡調整や情報交換を行います。

(5) いじめの防止等対策にかかる人材の確保及び資質の向上（法第18条関係）

① 教職員の資質能力の向上

いじめの防止、対処等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めます。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を推奨し、児童生徒を支援する力量を高めます。

② 指導にかかる体制等の充実

県教育委員会と連携し、市立学校における少人数学級編制や少人数指導等、きめ細やかな指導の実施や教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を目指す学校体制の充実に努めます。

また、特別な支援が必要な児童生徒の支援・指導にあたる教職員の配置を進めます。

③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

いじめの防止等のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、弁護士や臨床心理士等の専門家、警察官や教職員の経験者を派遣する取組や、法的なアドバイスを得られる仕組みを整備します。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条関係）

① パソコンやスマートフォン等を利用したいじめ防止と啓発

市立学校に在籍する児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。また、児童生徒のパソコンやスマートフォン等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、学校と連携し、その適正な管理や危険性などを周知する啓発活動を実施します。

② パソコンやスマートフォン等を利用して行われるいじめに対処する体制の整備

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい。一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行

為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものです。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、それらのことを児童生徒に対して理解させる取組を推進します。

加えて、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめについては、関係機関と連携し、実態把握を行うとともに迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努めます。

(7) いじめの防止等にかかる対策の調査研究の推進等（法第20条関係）

市立学校におけるいじめの認知事案等をもとに、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析を行い、その結果を共有します。

なお、調査研究は必要に応じて、「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」を活用し、専門的見地からの指導・助言を得ることとします。

(8) 広報・啓発活動（法第21条関係）

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめにかかる相談制度等についての周知を行います。また、各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催を学校に促します。

加えて、基本方針の説明等、本市のいじめ防止にかかる取組状況や相談制度等を、本市の区域内にある専門学校等に対して情報の提供を行います。

(9) 市教育委員会によるいじめに対する措置（法第24条関係）

市教育委員会は、法第24条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じ、「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」を活用します。

(10) 学校相互間の連携協力体制の整備（法第27条関係）

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても適切に対処できるよう、平時から市立学校間の情報交換など、その連携を密に行うとともに、他市町教育委員会等と情報を共有します。

(11) 学校評価（法第34条関係）

市立学校で行う学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や少なさのみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解や未然防止への取組とともに、いじめが発生した際にはその事実を隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価、改善が行われるようにします。

なお、このことは、教職員の人事評価においても同様とします。

(12) その他の措置

いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするため、学校教育法第35条に基づき教育的手立てを講じたうえで、加害児童生徒の保護者に当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、必要に応じた措置を講じることとします。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条 条例第11条関係）

① 意義

市立学校は、自校の実態に応じ、いじめ防止等のための対策を効果的に進めるために、国・県の基本方針を参酌するとともに、市の基本方針を参考にして、自校の課題に対応する取組の基本的な方向や、取組の内容等を定めた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定します。

いじめ防止等にかかる学校の取組を円滑に進めるため、策定や見直しにあたっては、全教職員はもとより、児童生徒とその保護者、地域などの関係者等の意見を求めることとします。

② 内容

学校基本方針に盛り込む内容は、概ね以下のとおりとします。

- ア 学校の教育方針等
- イ いじめ防止等のための基本方針策定の理由
- ウ 基本方針策定の法的根拠
- エ 基本的な方向
- オ 学校の行う教育への生徒指導の位置付け
- カ 生徒指導の体制
- キ 学校・家庭・地域の連携
- ク 児童会生徒会等による主体的な活動
- ケ いじめ防止等の指導體制・組織的対応等
- コ いじめの防止の方策
- サ いじめの早期発見の方策
- シ いじめへの対処（具体的手順と指導の重点）
- ス 重大事態への対応（手順と重点）
- セ 年間計画
- ソ 基本方針にかかるPDCAサイクル
- タ その他、学校長が必要と認める事項

③ 取扱い

策定あるいは見直した学校基本方針は、学校のホームページや学校広報等を通じて、保護者及び地域へ公開します。

また、毎年、校内いじめ問題対策委員会が、PTAや地域関係者、児童生徒等の意見を聴取するなどして実態に応じた内容の検討を行い、必要に応じて改定します。

(2) いじめ防止等にかかる組織の設置(法第22条関係)

① 設置

市立学校は、いじめの防止等にかかる取組を実効的に行うため、いじめ防止等のための組織(以下「学校組織」という。)を常設します。

② 構成員

学校組織の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、人権教育担当の主任、児童会生徒会担当の主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーを基本とし、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の参加を得ることとします。

③ 役割

学校組織の役割は、

- ア いじめの防止等の取組にかかる年間計画を作成し定例会議の開催を位置付けること
- イ いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ウ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行うこと
- エ 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと
- オ いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと
- カ いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと
- キ いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- ク 重大事態にかかる調査の母体となること
- ケ P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校基本方針の見直しを行うこと

(3) 教職員研修の実施

いじめ防止等のためには、温かい学級経営や児童生徒が主体となれる教育活動に向けて学校全体で取り組んでいくことが何よりも大切です。

そのために、年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、ガイドラインについて理解し、重大事態への対応を認識するとともに、教職員の意識や具体的な指導法等、その方向性を整える必要があります。また、児童生徒の些細な変化等に気付き、迅速かつ的確に対応するための感性や資質能力の向上を図らなければなりません。

教職員研修にあたっては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な関わり方や指導

上の留意点や支援の在り方等について教職員の共通理解を図り、共通実践ができる学校体制づくりが基本となります。

また共通実践では、児童生徒に対し、あらゆる機会を捉えていじめ問題について考える場を設け、「いじめは絶対に許されない、許さない」との雰囲気学校全体に浸透させ、児童生徒の規範意識を高めることが必要です。

(4) 校種間の連携

① 就学前教育との連携

児童理解の深化と一人ひとりの発達上の芽生えをその指導に活かすためには、幼児期と児童期の橋渡しとしての連携が重要です。平素から可能な限り互いを訪問し、一人ひとりの児童を観察したり、個々の児童にかかる情報を共有したりしておくことが大切です。

② 小・中学校間の連携

児童生徒が、小学校と中学校の指導体制との違いを乗り越え、持てる力を最大限発揮するためには、小学校と中学校間で個々の児童生徒に関する情報をきめ細かく伝えるとともに、教育活動等についても相互に研究し、円滑な接続への取組を進めることが大切です。そのためには、中学校区単位での研究・研修会等、その他、交流を図る必要があります。

(5) いじめの防止

いじめの防止のためには、児童生徒が、いじめに向かわない態度・能力を育成することが重要です。学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実や、グループによる積極的な活動、幅広い体験活動、読書活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、他者の気持ちを理解できる豊かな情操を培うことが大切です。また、自他の意見の相違があっても、互いの考えを理解し合いながら建設的に調整し、解決していける問題解決能力を育てること、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力の磨きを、日常の教科学習や具体的な生活場面で意図的、計画的に指導することが大切です。

学校基本方針に基づき作成する、「ストップいじめアクションプラン」の進捗管理を行い、いじめ防止の取組を進めます。

① 道徳教育、人権教育の充実

未発達な考えや道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業は有効です。また、いじめは、「他者の人権を踏みにじる行為であり、決して許されない」ということを認識する人権教育は大きな力を発揮します。

全ての教育活動を通して他者を思いやり、自他の人権を尊重する学級・学校づくりに取り組むことが大切です。

そのためには、教職員の人権感覚を磨き、育てるための研修の機会を積極的に設けることが必要です。

② わかる授業づくり

全ての児童生徒が主体的に参加・活動し、「わかる」「できる」が実感できる授業を

提供することは、学校教育の責務です。

児童生徒は、「わかった」、「できた」と、自分の学びの変化や深まりを自覚し、さらに、人、もの、社会、自然に進んで関わって学ぶ学習を通して、互いの異なる価値観を認めあうことや互いに学びあう人間関係の在り方、他と協働することの有用性や楽しさを体験し、自尊感情を高めることができます。

また、このような学習活動の体験を通して、児童生徒は、自らの居場所を見つけ、精神的な安定に資するものであることを認識することからわかる授業づくりが重要です。

③ 対話を通じたコミュニケーション能力の育成

児童生徒が他者との関わりの中で自分の思いや考えを適切に伝えるとともに、相手の立場や気持ちを受け止め、互いの違いを認め合うことができるよう、対話を重視したコミュニケーション能力の育成が必要です。学級活動や各教科等において、意見交流や話し合いの機会を計画的に設定し、「聴く・話す・認める」ことを大切にしたい関係づくりを推進することで、誤解やすれ違いから生じるトラブルの未然防止につながります。

また、困りごとや不安を一人で抱え込むことなく、周囲に相談できる力を育むとともに、他者の声に気付き、支え合おうとする態度を醸成する必要もあります。さらに、日常的な人間関係に加え、SNS等の情報機器を介したコミュニケーションについても、相手を傷つけない言葉の使い方や責任ある行動について指導を行うことで、いじめを生まない、許さない学校風土の形成につながります。

④ 自尊感情の育成

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすため、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供するとともに、困難な状況を乗り越える体験の機会も積極的に設けることを通して、自尊感情や社会性、人を思いやる心などを育むことに取り組む必要があります。

自尊感情は、授業や学校行事、児童会生徒会活動等を通して、粘り強く最後まで取り組んだ達成感や、所属する集団への帰属意識、周囲の人への感謝の気持ちなどを育むことから、学校の教育活動全体を通じて、評価され、他者の役に立っていると感じる機会を全ての児童生徒に提供する必要があります。

⑤ 体験活動の充実

本物の人、モノ、自然にふれる社会体験や生活体験の機会を計画的、積極的に設け、感動体験を重ねることを通して、豊かな心を育成することが大切です。また、他者との協働の体験を重ねることを通してその有用性のみならず、個の努力による達成感にも増して、協働して努力したことによる達成感のすばらしさを味わわせることが必要です。

⑥ 児童生徒の主体的活動の推進

全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくり等をめざして、児童会生徒会活動等を通して、自発的・自治的な活動に取り組むことで、児童生徒自らがいじめ問題克服の主体者となることは、いじめ防止の風土を学校に根付かせるために欠かせない大切な取組であり、児童生徒の問題解決能力を高めるための大切な学びにもつながります。

児童生徒のこのような取組の達成に向けて、学校は組織をあげて励まし支援する必要

があります。

また、児童生徒の活動は、地域住民が改めていじめ問題の本質やその取組の重要性について考える機会を提供することにもつながることから、家庭や地域等、市民が一体となっていじめ問題の克服に取り組む体制づくりの契機となることも期待できます。

(6) いじめの早期発見

いじめは教職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいの様相で表れたりすることが多いことを心しなければなりません。常に、いじめではないかとの視点でその言動をとらえ、些細な状況であっても、早い段階から当該児童生徒に的確に関わりをもつことが大切です。

また、いじめを隠したり黙認したりすることなく、積極的にいじめを認知し、時をおかず学校組織関係者への報告を行い、情報の共有を図ることが大切です。

① 児童生徒理解

日頃から児童生徒の言動に関心を払い、人間的なふれあいに基づき、その言動の背景を理解しようと努める姿勢が児童生徒理解の第一歩となります。特に、日々児童生徒の表情や言動、欠席や遅刻、体調や怪我、持ち物等の状況をきめ細かに観察し、その変化を的確に把握することに努める必要があります。

また、学年の教職員、教科担任、養護教諭や事務職員等、さらには、保護者とも情報共有を密にし、広い視野からその理解を行うことが重要です。

② 信頼関係の構築

児童生徒理解やいじめ等への対応をはじめとする生徒指導等、さらには、教科指導を効果的に行うためには、児童生徒や保護者、地域関係者との信頼関係は不可欠です。

そのため、教職員は日常の教育活動に誠実に取り組むとともに、わかる授業の実践や積極的な児童生徒への関わり、児童生徒の思いをまずは聴きとる姿勢等が求められます。

また、保護者との意思疎通を図るため、~~平時~~平素から、可能な限り家庭訪問を実施し、児童生徒の頑張り等を伝えることが有効です。

③ 相談活動の充実

定期的なアンケートや教育相談、日記や生活ノート等により、実態把握に努めることが大切です。それ以外にも、給食時間や休み時間、放課後の雑談や遊び、安全指導を兼ねた下校への同伴なども児童生徒の本音がのぞく場として、有効に活用することも考えられます。さらに、朝、教室で登校する児童生徒を迎え言葉を交わすことも有効です。

児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものです。児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声をかけるなど、児童生徒との信頼関係を築いておくことが大切です。

また、児童生徒や保護者に、相談室の開設の周知等を行なうことにより、いじめを訴えやすい体制や環境を整えることも必要です。

学校体制で対応が難しいケースについては、教育委員会を窓口として専門機関との連携も図ります。

④ 校外関係機関との連携

学校外でのいじめの発見には、学校と主任児童委員、民生委員児童委員、スポーツ団体、部活動や地域クラブ活動（地域移行・地域展開を含む）、子どもの健全育成に関わる地域団体等が、日常的に情報交換や協議を行うことができる場を設けるなど、地域のネットワークづくりを進める必要があります。また、学校運営協議会をはじめとする地域住民・保護者・関係団体が参画する協議の場において、いじめ防止に関する基本的な考え方や取組の状況を共有し、学校・家庭・地域が共通理解のもとで児童生徒を見守る体制を構築することが重要です。さらに、学校におけるいじめの現状や取組について、家庭はもとより、地域や関係機関等に対して積極的に情報発信を行うとともに、日頃から学校を「開き」、部活動や地域クラブ活動の場を含む学校外での児童生徒の様子や気になる行動等について、学校に情報が寄せられる関係づくりを進めることが大切です。加えて、学校外の相談機関との連携を図るとともに、相談機関やその利用方法について、児童生徒・保護者のみならず、学校運営協議会や地域関係者にも周知し、必要に応じて適切に活用できるよう啓発を行います。

(7) いじめへの対処

① 基本的な対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が対応するのではなく、速やかに学校組織で情報を共有し、今後の対応の協議・決定を経て、教職員全員の共通理解のもと、学校をあげて被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとの姿勢を堅持しながら、組織的な対応を行うことを基本とします。

その際、いじめ行為が継続している場合は、まずその行為を止めることを第一とし、謝罪や責任を問うことを目的とするのではなく、児童生徒の社会性の向上等、児童生徒の成長に主眼をおいた指導が展開されなければなりません。

加えて、事態が深刻かつ複雑な場合には、時をおかず教育委員会へ報告を行うとともに、その指導を得ながら、保護者や関係機関・専門機関との連携のもと、対応に当たることとします。

また、当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと判断したときや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、被害児童生徒を守り通すという観点から、教育委員会への報告・協議を行うとともに、ためらうことなく警察等と相談して対処します。

② 実態把握

学校組織の方針に従って、被害・加害児童生徒、並びに当該行為に加わっていた、若しくは目撃していたと思われる児童生徒等からの事実確認を行います。その際、先入観をもつことなく、児童生徒の話を聴き、児童生徒の思いを確認することを最優先とし、その思いを共感的に理解することに努めます。

事実確認で明らかになった言動や児童生徒の思いは必ず記録し、学校組織並びに全教職員で共有することを通して自らの役割や責務を自覚するとともに、以後の取組の検討に活かされなければなりません。また、学校内で対応した記録や支援内容を適切に保存

しておく必要があります。

③ 児童生徒への指導と保護者との連携

事態の解明に向けての児童生徒からの聴取等と並行して、学校は、被害児童生徒等が安心して登校し、学習等の活動に参加できる環境の確保を行います。

例えば、必要に応じて加害児童生徒等を別室で指導することとしたり、出席停止制度を活用したりすることなども考えられます。

また、状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察、外部専門家の協力を得ることも検討します。

被害児童生徒とその保護者に対しては、当該児童生徒等を徹底して守ることやプライバシー等に十分配慮することを明確に伝えるとともに、時をおかず、必ず家庭訪問等により迅速に保護者にいじめのあった事実とその時点で判明した事実関係等を伝えます。

加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは許されない行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。さらに、当該児童生徒が抱える問題など、いじめ行為の背景となるものにも目を向け、その問題を解決するため、保護者や関係機関と連携しながら指導に当たることとします。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮のもと、当該児童生徒に対し懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、当該児童生徒の健全な人間関係を育むに資するかどうか慎重な判断が求められます。

いじめを傍観していた児童生徒に対しては、何ができたのか、何をすべきであったのか等、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めさせることはできなくとも、知らせる勇気を持つことが大切であったことを自覚させる指導が必要です。

また、はやし立てていた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる必要があります。

④ 継続した指導

いじめの解決は加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪で終わるものではありません。

被害児童生徒や加害児童生徒はもちろん、他の児童生徒を含む全員が、当該事案を通して健全な人間関係や集団活動を取り戻し、成長した姿で新たな活動に踏み出すことにつながなければなりません。

いじめが解決したと思われる場合も、継続して観察等を行い、その言動に十分な注意を払い、必要に応じて、迅速かつ適切な支援を行います。

(8) パソコンやスマートフォンを利用したいじめや性的ないじめへの対応

パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめは、他者の目に触れにくく、発見が困難です。

学校における情報モラル教育を進め、保護者にはその危険性等についての理解が進むよう、計画的に講演会等を開催したり学校広報等で啓発したりすることで、保護者と連携・協力し、両者で指導に当たることが重要です。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、地方法務局等の指導のもと、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。

また、子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もあります。そのため性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性があります。性的ないじめはいじめを受けた児童生徒を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を教えることが重要です。

様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童生徒の発達段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていきます。

3 家庭・地域等の役割

(1) 保護者の役割 (条例第6条関係)

保護者は、子どもの養育に第一義的な責任を有することを認識するとともに、どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、日頃からいじめに加担しないよう指導に努め、また、子どものいじめ被害など悩みがあった場合は隠さず、周囲の大人に相談するよう働きかけておくことが大切です。

また、子どもの言動、表情、態度の変化に注意を払い、いじめを発見したり、いじめの可能性が疑われるときは、速やかに学校や教育委員会、関係機関に相談・通報することも大切です。

さらに、いじめ防止にかかる学校の取組を理解するとともに、地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努め、保護者の立場からいじめ防止をめざし協働して取り組むことが求められます。

(2) 子どもの役割 (条例第7条関係)

自らの目標に向かって何事にも全力で取り組むとともに、他者を思いやり、自らも主体的にいじめのない風土づくりに取り組むことが大切です。

また、いじめを見聞きしたときは、加害者や被害者に声をかけることや、友だちや周囲の大人に積極的に相談するよう努めなければなりません。

(3) 市民等の役割 (条例第8条関係)

市民等は、子どもたちが地域行事や活動に主体性をもって参加できる機会を提供するとともに、子どもたちが安心・安全に活動できる環境を整えることに努めなければなりません。

また、子どもの成長や生活に関心を払い、いじめの兆候等が疑われる場合、関係する保護者、学校、関係機関に積極的にその情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めなければなりません。

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂 文部科学省）」に従って適切に対応します。

（1）重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下のとおりとします。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」（同項第1号）について

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定されます。

イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）について

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

※ 法第28条第1項

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（以下、省略）

（2）教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の報告

市立学校で重大事態が発生し、認知した場合、学校は速やかに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は市長に事態発生を報告します。

また、教育委員会は県教育委員会に報告書を提出し、対応についての連携を図ります。

② 調査の主体

重大事態にかかる調査は、学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合があります。

学校から重大事態の報告があつた場合には、教育委員会は、当該事態にかかる調査を行う主体や、どのような調査組織が適当かについて判断します。

その際、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行います。

なお、これまでの経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定されます。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、適切に役割分担を図ります。

③ 調査を行うための組織

ア 学校の設置者が調査主体となる場合

学校の設置者が「教育委員会等方式」または「第三者委員会方式」を判断する。

「第三者委員会方式」の場合、「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」をその組織とします。

なお、構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を充てることとし、調査の公平性・中立性を確保します。

イ 学校が調査主体となる場合

「学校組織」をその組織とします。

なお、当該重大事態の性質に応じてさらに専門家を加え組織します。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査によっておこなわれる、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であつたか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会等が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として実施するものです。

市教育委員会及び学校は、調査主体に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に、取組みます。

⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになつた事実関係について、適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供に当たっては関係者の個人情報に十分配慮し行います。ただし、

いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにします。

質問紙調査等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置を講じます。

⑥ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会から市長に報告します。（学校が調査主体となった場合、学校は調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告）

上記⑤の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告します。

⑦ その他留意事項

法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合で、未だ事実関係の一部が解されたにすぎない場合には、法第28条第1項の調査として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行います。

また、重大事態が発生した場合、教育委員会及び学校は、状況に応じ、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に努めます。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査

① 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告にかかる重大事態への対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、市の附属機関である「甲賀市子どものいじめ調査委員会」において、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行います。

当該附属機関については、当該調査の公平性・中立性を確保し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で再調査にあたる等の配慮をします。

② 再調査結果の提供

市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及びその結果を説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 施策の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施にあたっては、PDCAサイクルに基づき、「甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会」や「甲賀市子どものいじめ問題対策委員会」等の意見・提言をもとに、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題等について評価を行います。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国又は県の基本方針の見直しがあった場合、又は、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 財政上の措置等

市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講ずるよう努めます。